

港区

HPVワクチンの 接種期限を 2年間延長します

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、「令和3年3月31日まで」である接種期限を2年間延長します。

延長となる対象者

平成16年4月2日から平成17年4月1日生まれの女性

※上記以外の方は、従来どおり16歳となる年度の3月31日まで。

ただし、上記以外の方の期限延長については、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、判断します。

従来 of 接種期限

令和3年3月31日まで

延長後の接種期限

令和5年3月31日まで

接種費用

無料（ただし、港区が発行した予防接種予診票が必要です。）

予防接種予診票

接種を希望の方には、予防接種予診票を送付しますので、みなと保健所保健予防課まで、お問合せください。

すでに予診票をお持ちの方は、手続きは不要ですが、このチラシを医療機関に持参して御提示ください。

【注意事項】

本ワクチンは、3回接種します。
1回目接種から接種完了まで、約半年かかります。

3回の接種を令和5年3月31日までに完了する必要があります。

問合せ

港区 みなと保健所 保健予防課 保健予防係

電話

03-6400-0081